



# 三原市本郷人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課

編集／三原市本郷人権文化センター

住所／三原市本郷北3丁目16番10号

電話／問い合わせ 0848-86-3333

## 施設利用についてのお願い ～感染防止にご協力ください～

新型コロナウイルス感染症への対応について、三原市の方針により、市有施設の貸館が5月20日から段階的に利用可能になりました。使用制限の取り扱いについては、今後の感染状況により変更することがありますが、感染拡大防止策を十分に講じることを条件に、使えることになりました。

施設内での感染を避けるために、次のことに気を付けてご利用ください。

- 発熱・かぜ症状があるときは利用を控える
- マスクを着用
- 利用開始前後に手洗い又は手指消毒
- 3密（密集・密接・密閉）の回避
  - ・2メートル（最低1メートル）間隔
  - ・人と人が密接しない
  - ・こまめに換気
- 会話をする際は、対面を避ける
- 鼻水、唾液のついたゴミは、ゴミ袋などに入れて縛り持ち帰る
- 施設利用後は、使用した場所の消毒をお願いします



## 本郷人権文化センターの利用について

地域での集まりや趣味のサークル活動などで、センターを利用することができます。

- 利用時間 8時30分から21時30分までの間
- 申し込み センターへ利用申請書を出してください。
- 施設使用料の減額・免除ができる場合があります。
- 新型コロナウイルス対策により、今後の状況によっては、急遽中止をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

※詳しくは、電話でお問い合わせください。  
(TEL0848-86-3333)

### 〔施設使用料〕

区分	料金（1時間単位）
会議室	160円
多目的利用室	30円
調理室	110円

※冷暖房を使用するときは、使用料の2割を加算します。（10円未満切捨て）



## 年間行事予定

- 8月 平和ポスター展
- 10月 人権啓発パネル展
- 12月 人権講演会
- 1月 人権啓発パネル展



※「ふれあい交流事業実行委員会」主催の年間行事は、実行委員会で決定後にお知らせします。

## 登録型本人通知制度へ登録を！

「登録型本人通知制度」とは、事前に登録することにより、住民票の写し等を代理人や第三者に交付したとき、登録者本人にその交付した事実をお知らせする制度です。

「登録型本人通知制度」が周知されることで、委任状偽造や身元調査等の未然防止にもつながります。

ご不明な点などありましたら、市民課又は各支所地域振興課窓口までお問い合わせください。

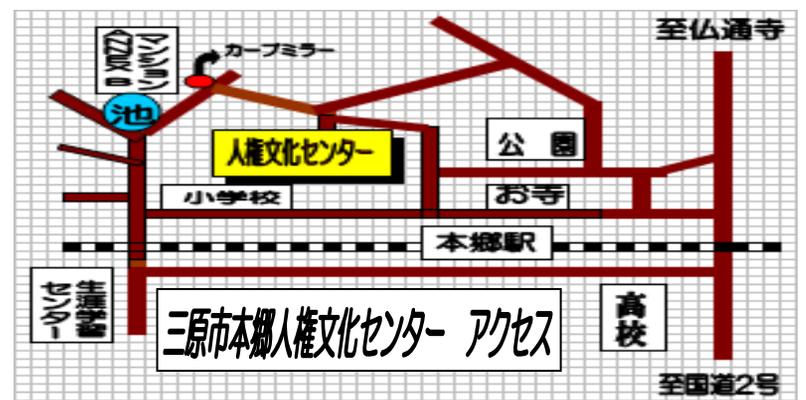
### 人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られます。気軽に相談してください。

- とき 土・日・祝日は除く 10時～16時
- ところ 三原市 本郷人権文化センター
- 電話 080-3333-3333

※ご自身の大切な個人情報を守るために、登録型本人通知制度へ登録を



JR本郷駅北側の本郷小学校裏の丘に緑の屋根の建物があります。道が入り組んでおりますので、気をつけてお越しください。